令和６年分

所得税の予定納税における定額減税の取扱いについて

定額減税について

定額減税特設サイト

　令和６年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されることとなりました。

　定額減税により、本人分の定額減税の額（３万円）に加えて、同一生計配偶者や扶養親族（詳しくは、『予定納税について』をご覧ください。）１人につき３万円が所得税額から差し引かれることになります。

予定納税における定額減税の取扱い

定額減税に係る減額申請について

　同封の『令和６年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』で通知された令和６年分の予定納税額は、第１期分から本人分の定額減税の額（３万円）が既に差し引かれています。

※　特別農業所得者の方の予定納税額については、第２期分から差し引かれています。

　予定納税額から同一生計配偶者や扶養親族１人につき３万円の定額減税の額を差し引く場合は、予定納税額の減額申請が必要です（令和６年分の合計所得金額の見積額が1,805万円以下の居住者の方に限ります。）。

定額減税のみ追加する場合

　予定納税額の減額申請書を簡易的な記載方法により、申請することができます。詳しくは、裏面をご覧ください。

定額減税以外の理由

　定額減税以外の理由がある場合の記載方法については、このリーフレットによらず、減額申請書（裏面）の書き方や国税庁ホームページをご覧ください。

※　７月の減額申請を行った後、現況の変化がなければ、11月の減額申請を行う必要はありません。

減額申請書の提出期間等

	基準日	提出期間 ※ 同封の返信用封筒をご利用ください。
７月減額申請	令和６年６月30日	令和６年７月１日（月） ～ 同年７月31日（水）
11月減額申請	令和６年10月31日	令和６年11月１日（金） ～ 同年11月15日（金）

確定申告における取扱い

　予定納税額の減額申請に対する承認の有無にかかわらず、令和６年分の確定申告において、本人分に同一生計配偶者分や扶養親族分を加えた定額減税の額を加味して所得税及び復興特別所得税の額を計算します。

　その上で、この所得税及び復興特別所得税の額から予定納税額などを差し引いて、納付すべき税額が確定します。

国税庁　法人番号7000012050002

R6.6

定額減税の追加のみを理由とする減額申請書の簡易的な記載方法

減額申請書の記載例

本人	国税太郎	合計所得金額の見積額⑪の金額は、1,805万円以下
妻	国税花子	昭和60年３月３日生まれ 給与収入の見積額　100万円
子	国税次郎	平成25年５月５日生まれ 所得なし

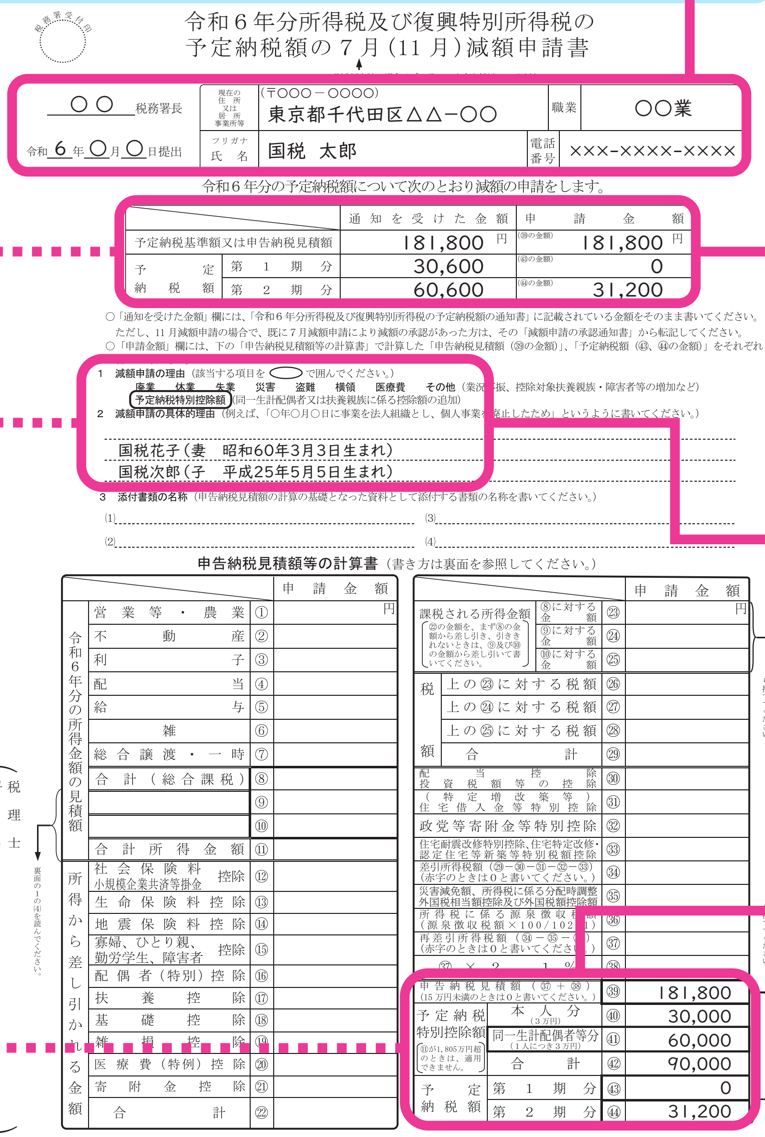

税務署受付印

令和６年分所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の７月（11月）減額申請書

○○税務署長	現在の住所又は居所事業所等	（〒○○○－○○○○） 東京都千代田区△△－○○		職業	○○業
令和６年○月○日提出	フリガナ 氏　名	国税　太郎	電話番号	×××-××××-××××	

令和６年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

		通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額		181,800 円	（㊴の金額）181,800 円
予定納税額	第１期分	30,600	（㊸の金額）0
	第２期分	60,600	（㊹の金額）31,200

○「通知を受けた金額」欄には、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、既に７月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額（㊴の金額）」、「予定納税額（㊸、㊹の金額）」をそれぞれ

1　減額申請の理由（該当する項目を ○ で囲んでください。）
廃業　休業　失業　災害　盗難　横領　医療費　その他（業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など）
[✓ 予定納税特別控除額]（同一生計配偶者又は扶養親族に係る控除額の追加）

2　減額申請の具体的理由（例えば、「○年○月○日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。）
国税花子（妻　昭和60年3月3日生まれ）
国税次郎（子　平成25年5月5日生まれ）

3　添付書類の名称（申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。）
(1)
(2)
(3)
(4)

税理士署名（電話番号）

申告納税見積額等の計算書（書き方は裏面を参照してください。）

			申請金額
令和6年分の所得金額の見積額	営業等・農業	①	円
	不動産	②	
	利子	③	
	配当	④	
	給与	⑤	
	雑	⑥	
	総合譲渡・一時	⑦	
	合計（総合課税）	⑧	
		⑨	
		⑩	
	合計所得金額	⑪	
所得から差し引かれる金額	社会保険料 小規模企業共済等掛金 控除	⑫	
	生命保険料控除	⑬	
	地震保険料控除	⑭	
	寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者 控除	⑮	
	配偶者（特別）控除	⑯	
	扶養控除	⑰	
	基礎控除	⑱	
	雑損控除	⑲	
	医療費（特例）控除	⑳	
	寄附金控除	㉑	
	合計	㉒	

裏面の１の(4)を読んでください。

			申請金額
課税される所得金額（㉒の金額を、まず⑧の金額から差し引き、引ききれないときは、⑨及び⑩の金額から差し引いて書いてください。）	⑧に対する金額	㉓	円
	⑨に対する金額	㉔	
	⑩に対する金額	㉕	
税額	上の㉓に対する税額	㉖	
	上の㉔に対する税額	㉗	
	上の㉕に対する税額	㉘	
	合計	㉙	
配当控除 投資税額等の控除		㉚	
（特定増改築等） 住宅借入金等特別控除		㉛	
政党等寄附金等特別控除		㉜	
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除		㉝	
差引所得税額（㉙－㉚－㉛－㉜－㉝）（赤字のときは０と書いてください。）		㉞	
災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額		㉟	
所得税に係る源泉徴収税額（源泉徴収税額×100／102.1）		㊱	
再差引所得税額（㉞－㉟－㊱）（赤字のときは０と書いてください。）		㊲	
㊲ × 2.1 %		㊳	
申告納税見積額（㊲＋㊳）（15万円未満のときは０と書いてください。）		㊴	181,800
予定納税特別控除額（⑪が1,805万円超のときは、適用できません。）	本人分（３万円）	㊵	30,000
	同一生計配偶者等分（１人につき３万円）	㊶	60,000
	合計	㊷	90,000
予定納税額	第１期分	㊸	0
	第２期分	㊹	31,200

千円未満の端数は切り捨ててください。

千円未満の端数は切り捨ててください。

ポイント

- **提出先の税務署・提出年月日・住所・氏名・職業・電話番号**を記入します。

- **「通知を受けた金額」**は、税務署から通知された『令和６年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』から転記します。

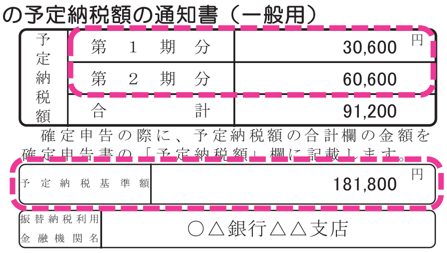

の予定納税額の通知書（一般用）

予定納税額	第１期分	30,600 円
	第２期分	60,600
	合計	91,200

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	181,800 円
振替納税利用金融機関名	○△銀行△△支店

- **「申請金額」**は、㊴・㊸・㊹の金額を転記します。

- **「減額申請の理由」**は、**「予定納税特別控除額」**を○で囲みます。

- **「減額申請の具体的理由」**には、同一生計配偶者等の**氏名・続柄・生年月日**を記入します。

- **「本人分㊵」**は、「30,000」と記入します。

- **「同一生計配偶者等分㊶」**は、同一生計配偶者又は扶養親族１人につき３万円の金額を記入します。

- **「合計㊷」**は、㊵と㊶の合計額を記入します。

- ㊴・㊸・㊹は以下のとおり計算して、それぞれ記入します。

「同一生計配偶者等分㊶」の計算

「国税花子」………30,000円
「国税次郎」………30,000円
「同一生計配偶者等分㊶」60,000円

予定納税特別控除額（⑪が1,805万円超のときは、適用できません。）	本人分（３万円）	㊵	30,000
	同一生計配偶者等分（１人につき３万円）	㊶	60,000
	合計	㊷	90,000

令和６年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

		通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額		A 円	（㊴の金額）D 円
予定納税額	第１期分	B	（㊸の金額）E
	第２期分	C	（㊹の金額）F

(2)(3)の計算結果が０以下の場合は、「０」となります。

(1)　A＝D＝**「申告納税見積額㊴」**

(2)　B－**「同一生計配偶者等分㊶」**＝**「第１期分㊸」**＝E

※　第２期分（11月）の申請 C－**「同一生計配偶者等分㊶」**＝**「第２期分㊹」**＝F

(3)　C－**(2)で引ききれない額**＝**「第２期分㊹」**＝F